

# 日本バイオマテリアル学会

## バイオマテリアル科学奨励賞規定

(昭和62年2月5日理事会承認)  
(平成14年9月25日理事会において一部修正承認)  
(平成22年11月28日理事会において一部修正承認)  
(平成24年11月25日理事会において一部修正承認)  
(令和2年11月30日 理事会において一部修正承認)  
(令和3年5月31日 理事会において一部修正承認)

(総 則)

1. バイオマテリアル科学奨励賞の授賞については、この規定の定めるところによる。

(対 象)

2. 本賞は、申請締切年3月末日で原則として満40才未満の本会会員でバイオマテリアルに関する優れた研究論文を発表している者に授与する。ただし、医歯学系など6年制の学部卒業の場合は2年、さらに公的な制度による臨床研修修了や出産・育児・介護による休暇や休職の場合には、当該期間を年齢制限に付加することができるものとする。

( 賞 )

3. 本賞の授賞件数は、原則として毎年2件以内とする。授賞者には、賞状、賞碑を贈呈する。

(選考委員会)

4. 本賞の受賞候補者選考のため、バイオマテリアル科学奨励賞選考委員会をおく。

②選考委員会に関する内規は、別に定める。

(応募及び選考)

5. 本賞への応募は、本会指定の応募申請書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて毎年4月末日までに選考委員会に提出する。

②選考委員会は応募者の中から受賞候補者を選考する。

(授賞者の決定)

6. 授賞者の決定は理事会の議決を経て行うものとする。

(授賞者の表彰)

7. 授賞者の表彰は、毎年大会もしくはシンポジウム期間中の表彰式で行う。

(学会賞の英訳名)

8. 本賞の英訳は、The Award for Young Investigator of Japanese Society for Biomaterials (20・・・)とする。

この規定は、理事会の承認を得て施行する。